

(様式 1-3)

檜葉町定住緊急支援事業計画に基づく事業等個票

平成 28 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	4	事業名	(仮称) 檜葉町総合運動公園整備事業	事業番号	C-1-1
交付団体	檜葉町	事業実施主体	檜葉町		
総交付対象事業費	3,309,012 (千円)	全体事業費	3,309,012 (千円)		
事業概要					
○事業の概要 本事業は、野球場・補助競技場・陸上競技場・テニスコートと一体となった体育促進施設である(仮称)檜葉町総合運動公園(現在は「総合グラウンド」として供用中)において、子どもの肥満防止対策や体力向上、さらに健康増進や子育て世帯の定住化等に資する屋内体育施設の整備を行うものである。 本事業の実施により、子どもが伸び伸びと活動できる環境づくりや原発事故後における子供達の体育活動機会の充実を図り、町内での学校再開に伴って生じる保護者の放射線からの不安の解消や保護者から見る魅力ある教育内容の充実、町の復興を促進することができる。また、スポーツ少年団等の組織再編と環境整備、こども園及び学校教育等との連携体制の整備につなげることができる。					
◆実施箇所 檜葉町大字大谷字上ノ原地内					
◆整備内容 屋内体育施設(鉄筋コンクリート造 2 階建・延床面積 6,812 m ²)の整備					
① 体育館					
・アリーナ(約 1,150 m ²)					
・ランニングスペース(約 1,160 m ²)					
・屋内遊具施設(約 180 m ²)					
・多目的室(約 100 m ²)					
・器具庫					
② 屋内プール					
・25m プール 6 レーン					
・幼児用プール					
・採暖室					
・更衣室					
・監視室					
③ 共用施設					
・事務室、会議室、トイレ、授乳室 等					
◆事業スケジュール(予定) 平成 28 年度第 4 四半期 : 実施設計開始 平成 29 年度 : 工事開始 平成 30 年度 : 供用開始					
◆公園の位置付け					

条例を制定（平成 29 年度を予定）し、都市公園に準じた施設として管理を行う。

○定住緊急支援事業計画と復興・まちづくり計画との整合性（実施要綱第 4 の 4 の一）

檜葉町復興計画〈第二次〉第二版において、子育て環境の充実について次のように施策を掲げており、本事業との整合が取れている。

【「檜葉町復興計画〈第二次〉第二版」（平成 28 年 1 月策定）】

第三章 復興のための施策

1. 暮らしやすさを追求する

1-2) 地域福祉施策と子育て環境の充実

施策 1 子育て支援等の環境整備

②子どもが思いっきり遊べる公園、遊び場の整備

2-4) 「ふるさと檜葉」づくり

施策 1 スポーツのまち檜葉の再生と振興

②スポーツの促進

人口の流出及びそれにより生じている地域の復興における支障との関係

【共通】

○原子力発電所の事故以前と比較した人口の流出の状況及びそれにより生じている地域の復興における支障（実施要綱第 4 の 1）

平成 27 年 9 月の避難指示解除により、檜葉町は、町民が自由に町に戻り、生活を再建することが可能な状況となり、避難指示解除から 1 年以上が経過して、徐々に住民の帰還も進んでいる。

しかし、帰還意向のある町民は住民意向調査の結果においては、5 割を越えているものの、現時点での帰還者数においては、本町の震災当日（平成 23 年 3 月 11 日）の住民基本台帳登録人口と比較し、1 割弱に留まっている。

さらに、現状の帰還者においては、高齢者の割合が非常に高く、現状のまま、子ども世帯や保護者の帰還者数が低迷することとなれば、町の高齢化率が上昇し、生産年齢人口の低下によって、地域の経済力や活力が失われてしまうことが想定されるため、子育て世帯の帰還促進が町の復興への大きな課題となっている。

・平成 23 年 3 月 11 日人口 8,042 人 ※檜葉町住民基本台帳

・平成 28 年 10 月 4 日現在 696 人 ※町の帰町者調べ（週 4 日以上在宅者を確認）

【子どもの運動機会の確保のための事業】

○子育て世帯の早期帰還等に向けた事業実施の必要性（実施要綱第 4 の 1）

現在、小中学校生は、いわき市内の仮設校舎で授業を実施しており、バス送迎による通学を実施している。また、仮設校舎であることから運動機会の確保が難しく、実施できる部活動の種類も限定されてしまうなどの影響もあり、日常的な運動不足により、震災以前に比べ肥満児童の割合が高くなっている。

このため、学校再開とあわせて子どもの帰還を促進する上で、保護者等から子どもが思い切り運動できる環境整備を求める声があるが、震災の影響で町民体育館が使用不可になるなど、町内の既存の運動施設では十分対応できない状況にある。

このため、本事業により、通年利用が可能な全天候型の運動施設である体育館・屋内プールを整備し、子どもが安全にかつ閉そく感を感じずに運動できる場所を提供することにより、帰還を見合わせる子育て世帯に対し大きな安心感を与え、町民の早期帰還の促進を図る必要がある。

○震災前に比較して子どもの運動機会の確保が十分に図られていないこと（実施要綱第 4 の 4 の二①）

平成 22 年度及び平成 27 年度の福島県体力・運動能力調査における小学校新体力テスト総合評価より、

B評価以上の児童の割合を比較すると、平成22年度は42%であったが、平成27年度は28%となっており、記録の低下が確認できる。

また、肥満傾向にある小学生の割合は、平成22年度は9.5%であったが、平成27年度は31.9%となっており、東日本大震災後に肥満児童が大幅に増加している。

日常的な運動不足により、震災以前に比べ、子どもたちの体力低下・肥満傾向の拡大が生じているものと推測される。

○地方公共団体における既存の運動施設が不足していること（制度要綱第4の4の二①）

町民体育館は東日本大震災の影響を受けて「半壊」の判定をされたが、建物の老朽化や新耐震基準やバリアフリー新法への適合の観点から改修には大幅なコストが見込まれることもあり、現在も施設利用を行えない状況である。また、町内のプール施設については、震災以降、施設利用を行っておらず、長期間施設管理が滞っており、排水設備等の老朽化などが懸念されることから、子ども達の運動施設としての施設利用は難しい状況にある。

こうした状況を受けて、（仮称）檜葉町総合運動公園に屋内体育施設を建設することで、多様な運動施設の包括的な利用を促進し、子どもの運動不足を効果的に解消する必要がある。

○施設等の整備や運営管理の内容及び方法が事業の目的に照らして適切であり、効率的なものとなっていること（実施要綱第4の4の二①）

本事業は、（仮称）檜葉町総合運動公園に屋内体育施設を整備することによって、保護者の不安を解消し、子どもの運動機会を確保し、運動能力の向上等を図るものである。下記の点から整備や運営管理の内容及び方法については、目的に照らして適切であり、効率的な事業内容となっている。

- ・平成28年4月時点の中学3年生以下の人口（730名）、住民意向調査における帰還見込みの割合（約5割）から、潜在的な子どもの利用人数は約365人であるが、町内のみならず町外からの子どもの利用も期待できること、今後、モックアップ施設等に関連した廃炉企業等を集積する工業団地を形成することに伴い、新たな子育て世帯の流入も想定されることから、実際にはさらに多くの子どもの利用が見込まれる。
- ・体育館については、体育授業（平日のみ）、部活（毎日）、スポーツ少年団（毎日）、地域スポーツ大会（土日祭日）での利用を想定し、分割ネットにより同時に2団体の利用が可能な広さとしている。部活・スポーツ少年団の所属人数等をもとに、1日あたり50人程度、年間では15,000人程度の子ども利用を想定している。

※この他にも、地域スポーツ大会等の利用、更には広域的な他町村からの利用も想定される。

- ・屋内プールについては、体育授業（平日のみ）、水泳教室、一般開放（毎日）、その他部活、水泳の大会等での利用を想定し、25mプールは一般競泳プールとして必要最小限の規模としている。潜在的な子どもの利用者をもとに、年間約17,000名の利用者数を想定している。この内訳としては、以下の通り。

4,745名（子どもの利用を想定して平日授業利用1日365名×13週）+6,240名（水泳教室40名×週3×52週）+6,570名（一般開放利用者1日18名×365日※潜在的な子どもの利用人数の5%）=17,555名

※この他にも、部活、水泳大会等の利用、更には広域的な他町村からの利用も想定される。

- ・屋内体育施設の運営において、自然エネルギー等の活用による光熱水費の縮減や効率的な運営管理体制の構築による人件費の縮減などの方策を検討し、維持管理コストの縮減を図ることとしている。

○利用圏内の住民に広く利用されるよう計画されていること（実施要綱第4の4の二②）

計画地である本公園は国道6号線に近く、常磐自動車道からも本施設が望めることから多くの集客を期待できると共に、300台を超える駐車場を備えている。また、野球場・補助競技場・陸上競技場・テニスコートが一体となった施設であり、南双葉地区では他にない運動施設である。本公園を計画地とすることによ

って、本公園の機能拡張を図ると共に、近隣市町村との広域的な連携を促すスポーツ大会の実施等にも貢献できるものと思料される。

○整備を予定している施設における運動の効果を一層向上させるためのソフト的な取組（実施要綱第4の4の二③）

檜葉南北小学校や檜葉中学校と連携し、授業の一環として屋内体育施設を利用することで、遊具を活用した遊び・運動機会の確保を図る。

また、屋内運動施設内においては、水泳等、各種運動に関する教室を展開していくことで、子ども達の体力向上にむけた効果的なプログラム形成に取り組んでいく。

さらに元気アップ教室事業として、現在はいわき市内で実施している「サッカー教室」、「バレーボール教室」等の各種スポーツイベント行事を施設完成後は本公園内で開催することにより、親子で遊ぶ機会の増加を図り、また、児童のチャレンジ精神の育成や児童による協調性の発揮など、子ども達の活動の活発化に繋げていく。

【共通】

○事業実施後の効果を定量的に把握するための指標及びモニタリング方針（実施要綱第4の2の五、実施要綱第12の2）

毎年度実施される福島県体力・運動能力調査における小学校新体力テスト種目別平均値、小学生の肥満傾向出現率により、本事業の実施後の効果の検証を行う。

※効果促進事業である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	